

## IV 資 料

### 1 運営協議会設置要綱、地域教育協議会設置要綱

#### 札幌市学校支援地域本部事業運営協議会設置要綱

(平成20年12月1日教育長決裁)

(設 置)

第1条 本市において学校支援地域本部事業(以下「事業」という。)を実施するに当たり、その効果的な事業展開を図るため、札幌市学校支援地域本部事業運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(役 割)

第2条 運営協議会は、本市における事業の実施状況の把握及び普及啓発、事業成果の検証・評価などを行う。

(組織等)

第3条 運営協議会は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱・任命する。

- (1) 行政関係者
- (2) 社会教育・学校教育関係者
- (3) PTA 関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 自治会関係者
- (6) 民間団体の関係者
- (7) 企業関係者
- (8) 学識経験者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱・任命の日から当該年度の3月15日までとする。ただし、特別の事情があるときは延長することができる。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(座 長)

第5条 運営協議会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、運営協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 運営協議会は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見や説明又は資料の提出を求めることができる。

(謝 礼)

第7条 委員に対して、会議1回につき謝礼として12,500円を支給する。

(事務局)

第8条 運営協議会の事務局を、札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課に置く。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

- 2 運営協議会の最初の会議は、第6条第1項の規定に関わらず、教育長が招集する。

## 札幌市学校支援地域本部設置要綱

(平成 20 年 12 月 1 日教育長決裁)

(目 的)

第1条 保護者、地域住民及び関係諸団体などが協力し、地域全体で学校教育を支援することにより、児童・生徒の健やかな成長を育むことを目的として、中学校に学校支援地域本部(以下「地域本部」という。)を設置する。

(設 置)

第2条 地域本部を設置する中学校及び活動対象校並びに名称は、別表のとおりとする。

(活動内容)

第3条 地域本部は、地域本部を設置する中学校の通学区域を基本に、次に掲げる活動を行う。

- (1) 学校支援の企画・推進
- (2) 学校支援ボランティア活動の実施
- (3) 地域コーディネーターの配置
- (4) 地域本部の広報活動
- (5) 人材バンクの作成
- (6) 前各号に掲げる活動のほか、地域本部が必要と認める活動

(地域本部の構成)

第4条 地域本部は、地域教育協議会、地域コーディネーター及び学校支援ボランティアにより構成する。

(地域教育協議会)

第5条 地域本部には、15 人以内の委員で組織する地域教育協議会を設置する。

2 地域教育協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱・任命する。

- (1) 社会教育・学校教育関係者
- (2) PTA関係者
- (3) 自治会関係者
- (4) 民間団体の関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

4 地域教育協議会には座長を置き、委員の互選によってこれを定める。また、座長の指名により、他の役職を置くことができるものとする。

5 地域教育協議会役員の任期は委嘱の日から当該年度の3月 15 日までとする。ただし、特別の事情

があるときは延長することができる。

- 6 地域教育協議会の会議は、必要に応じて座長が招集する。
- 7 地域教育協議会委員に対して、謝礼として会議1回につき12,500円を支給する。
- 8 地域教育協議会は、地域本部の事務局を兼ねるとともに、地域本部の実施主体として活動する。  
(地域コーディネーター)

第6条 地域本部には、地域コーディネーターを数名配置する。

- 2 地域コーディネーターは、退職教職員やPTA経験者など、学校と地域の現状を理解している者のうちから、地域教育協議会の推薦により教育長が委嘱する。
- 3 地域コーディネーターは、活動対象校の支援ニーズを把握のうえ、第7条に定める学校支援ボランティアの登録名簿(人材バンク)から、当該活動に適した者を抽出のうえ、実施に向けた調整を図る。
- 4 地域コーディネーターは、必要に応じ、人材バンク登録者以外にも、対象区域の企業や団体、個人に対してボランティア活動を要請するとともに、実施に向けた調整を図る。
- 5 地域コーディネーターに対して、活動時間1時間につき1,200円を謝金として支給する。  
(学校支援ボランティア)

第7条 地域教育協議会は、次の活動を行う学校支援ボランティアを募集するとともに、登録者の名簿を人材バンクとして整備する。

- (1) 学習支援活動
- (2) 部活動などの指導者の支援活動
- (3) 校内環境整備の支援活動
- (4) 登下校中の安全確保の支援活動
- (5) 学校と連携して行う行事の実施活動
- (6) その他、学校の支援要請に応じ、地域本部が必要と認める活動

2 人材バンクは、学校支援地域本部に設置する。

(個人情報等)

第8条 地域本部の構成員は、活動上知り得た個人情報等を適切に管理し、他に漏らしてはならない。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域本部に関し必要な事項は、地域教育協議会において協議のうえ定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 地域教育協議会の最初の会議は、第 5 条第 6 項の規定に関わらず、教育長が招集する。

別 表

設置する中学校	活動対象校	名 称
北栄中学校	北栄中学校、北小学校、北園小学校、栄西小学校	北栄中学校区学校支援地域本部